

答 申 第 3 8 5 号

平成25年11月22日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会

委員長 荘 司 久 雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成24年3月9日付け障技第547号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第478号

平成24年1月22日付けで異議申立人から提起された、平成23年11月21日付け障技第412号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成23年11月21日付け障技第412号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）のうち、「委託訓練生、出席簿（2）平成23年7月分」における訓練生の氏名（以下「本件不開示部分」という。）を千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号に該当するとして不開示とした決定を取り消し、開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立人が授業を担当したと主張する「千葉県立障害者高等技術専門校 委託訓練PC技能習得コース」の授業に関して〇〇〇〇（以下「特定訓練機関」という。）は、実施機関に虚偽の報告をした。異議申立人に対する特定訓練機関と実施機関の対応は極めて信用性に欠くものであり、異議申立人の有する財産権たる給与債権を侵害している。

実施機関の行為は、憲法第29条第1項にて保証される財産権の公権力による侵害であり違憲となりえる。

異議申立人の給与債権の回収には、民事訴訟などの法的措置などによらなければ回収が不可能な案件である。したがって、証人尋問のため異議申立人の授業を受けた訓練生7名の氏名の開示が必要である。また、訓練生7名全員の氏名の開示が不可能であっても、同意を得た者のみの開示の許容性がある。

上記理由から条例第8条第2号ただし書に該当する。

証拠書類として、異議申立人の使用したSUICAカードの利用履歴及び同

SUICA カードにて購入した煙草の購入履歴を示すジャーナルの写しを異議申立書に添付する。

- (2) 実施機関は、異議申立人が送付した「請願書」に関して、一切調査を行っておらず、このような実施機関の行為は、憲法第15条第2項、地方公務員法第30条、第33条に反する行為である。

千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の要請があれば、異議申立人の有する数々の証拠を提出することを考えている。

実施機関が異議申立人の主張について不知であるとするには齟齬が生じている。

特定訓練機関及び実施機関の対応は、異議申立人の有する違憲、違法な財産権の侵害のみならず、国民全体の公金の財産を侵害しており、地方行政の信用を極めて損なう行為である。

実施機関が主張する条例第8条第2号ただし書口の趣旨により異議申立人の主張が失当であるとした場合でも、条例第23条第4項に基づき、異議申立人の授業を受けた生徒の許諾を得ることができれば、情報の全部もしくは一部の開示ができると考える。

### 第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

#### 1 本件請求について

異議申立人は、平成23年11月2日付けで実施機関に対し、条例第7条第1項の規定により、「千葉県立障害者高等技術専門校が委託した特定訓練機関の平成23年度7月開講コースにおける報告書（委託訓練生、出席簿（2）平成23年7月分）」に関する行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 本件決定について

実施機関は、企業・団体を委託先とする障害のある人を対象とした職業訓練事業を実施しており、PC技能習得コースは、この職業訓練事業のうちの1つである。

実施機関は、平成23年4月6日付けで特定訓練機関と締結した、障害者委託訓練契約書第1条で規定された様式により、特定訓練機関から実施機関が報告を受けた、訓練受講生の出欠状況が記載された文書である「委託訓練生、出席簿（2）（平成23

年7月分)」を本件請求の対象文書として特定し、本件決定を行った。

### 3 本件決定の対象文書について

対象文書は、「会場名称」、「日付」、「曜日」、「訓練時間数」、(訓練生の)「番号」、「訓練生氏名」、「欠席等理由」、「欠席等時間数」、「訓練時間数計」、「欠席時間数計」の欄からなっており、訓練生7名分のそれぞれの情報が記載されている。

### 4 不開示の理由について

対象文書の情報のうち、「訓練生氏名」は、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」であり、条例第8条第2号に該当する情報であるとして不開示とした。

### 5 異議申立ての理由について

異議申立人は、異議申立書に記載した理由により条例第8条第2号ただし書口に該当すると主張する。

千葉県情報公開条例解釈運用基準(平成13年3月12日制定)にあるとおり、同号ただし書口の解釈は客観的に行わなければならないが、異議申立書に記載の異議申立人が縷々主張する理由の真偽については、不知である。加えて、仮に真実であるとしても公開することにより保護される利益は、これを公開しないことにより保護される利益に比して大きいものとまで言い得ないものと思料されるので、同号ただし書口の該当を認めることはできない。

## 第4 審査会の判断

審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件請求の対象となる行政文書等を基に審議した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定の経緯については、実施機関の説明要旨1及び2のとおりである。

### 2 本件決定の対象文書について

- (1) 本件決定の対象文書については、実施機関の説明要旨3のとおりである。
- (2) 本件不開示部分は、訓練生氏名の欄にそれぞれ記録された個人の氏名であり、異議申立人は当該部分を不開示とした処分について、その取消しを求めたものである。

### 3 条例第8条第2号該当性について

本件不開示部分は、上記のとおり、個人の氏名が記載されており、条例第8条第2号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イに該当しない。

異議申立人は、異議申立人個人が有すると主張するところの財産権により、本件不開示部分は同号ただし書ロに該当する旨主張するが、条例に定める開示請求権制度は、開示請求者の個別的事情によって行政文書の開示決定等の結論に影響が及ぶものではないことから、本件不開示部分は人の生命、健康、生活又は財産を保護するため誰に対しても開示することが必要である情報とは認められず、同号ただし書ロには該当しない。また、同号ただし書ハ及びニに該当する事情も認められない。

したがって、本件不開示部分は、条例第8条第2号に該当する。

#### 4 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

#### 5 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

### 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 3月12日	諮問書の受理
平成24年 6月11日	実施機関の理由説明書の受理
平成24年 8月24日	異議申立人の意見書の受理
平成25年 6月28日	審議
平成25年 8月 2日	審議
平成25年 9月20日	審議
平成25年10月25日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴 木 牧 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成25年10月25日現在)